

まん延防止等重点措置期間【7月20日（火）から8月22日（日）まで】

◎市立集会所

現在の状況

利用時間 午前9時から午後9時30分まで（但し、午後9時までに終了するよう協力を要請）

令和3年7月22日（木）から

利用時間 午前9時から午後6時までとする

(1) ふれあいの家：夜間区分の利用休止

※予約済みのものも含める

(2) 集 会 所：午後6時以降の利用休止

※7月19日（月）までに予約を完了している場合は午後8時まで可

## 社会教育・スポーツ施設の休館等について

- 1 内容 (1) 夜間利用の休止(予約済のものも含める。市民会館及びふるさと新座館のホールについては、チケット販売済又は周知済の催しを除く。)  
※夜間利用＝午後8時以降の時間帯を含む利用区分  
(2) 個人利用施設は、午後8時以降の利用休止  
(3) 学校開放は、午後6時まで(市外団体との対外試合等は禁止とする。)
- 2 対象施設 公民館・コミュニティセンター  
体育施設(屋内・屋外)、市民会館  
ふるさと新座館、図書館分館
- 3 休止期間 7月22日(木)から同措置期間終了まで
- 4 その他 使用料等は利用日の振替又は還付で対応(利用料金制の指定管理施設も同様)

## まん延防止等重点措置対象区域再指定に伴う新座市の教育活動

## 1 概要

新座市が対象区域に再指定されたことから、感染防止対策を徹底する。

- (1) 期間 7月20日(火)から8月22日(日)まで  
 (2) 対象 新座市立小・中学校

## 2 対応

- (1) 感染予防の徹底：感染対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動については「通常登校におけるガイドライン Ver.3」に基づく。また、可能な限り飛沫防止ガードを活用し、感染症対策を徹底する。  
 (2) 校外行事や集会活動の実施について：全校児童生徒が参加する1学期の校外行事や一堂に会する集会計画を見合わせ、2学期以降の実施を検討する。  
 (3) 修学旅行等の宿泊を伴う校外行事  
 宿泊を伴う校外行事については、更なる感染防止策を講じ、保護者の同意を得たうえでの実施を検討する。  
 ※夏季休業中の健康観察をオンライン等を活用し万全にする。  
 (4) 児童生徒の心のケア：児童生徒や保護者に対して相談窓口を周知徹底するとともに、改めて個々の児童生徒の状況を把握し、適切に対応する。  
 (5) 家庭への周知：規則正しい生活習慣を徹底するとともに、不要不急の外出を避け、会食等を自粛するよう求める。

## 3 熱中症事故防止等に配慮した感染防止対策について

- ◆マスクを着用して運動した場合、十分な呼吸ができず人体に悪影響を及ぼす可能性があることや、熱中症のリスクが高くなること、息苦しさを感じたときはすぐにマスクを外すことや休憩をとることなど無理をしないことについて注意喚起すること。

## 4 部活動の実施について

| 期間                              | 活動日数・時間     | 校外活動<br>(練習試合等) |
|---------------------------------|-------------|-----------------|
| 7月20日(火)<br>～8月22日(日)           | ガイドラインによる※1 | 禁止              |
| 年4回の大会及びコンクールと<br>その上位大会に参加する場合 | ガイドラインによる※2 | 可※3, 4          |

※1 朝練は実施しない。

※2 朝練が必要な場合は、十分な健康観察を実施した後に  
 行う。

※3 合同チーム以外の複数校の合同練習や練習試合等は、  
 自校を含め2校で行うこととする。参加は登録選手に絞  
 るなど必要最小限の参加人数とし、保護者の了解を得る。  
 応援を前提とした参加は行わない。

※4 実施できる範囲は、朝霞四市及び県内新座市隣接市町  
 とする。この条件で効果的な活動ができない場合、校長が  
 市教委と協議したのち、職員に具体的な指示を行う。

- ◆更衣及び給水場面、下校時等における感染防止の行動を徹底  
 ◆飛沫感染の可能性が高い活動(大きな発声や身体接触を伴う  
 など)は行わない  
 ◆生徒同士の会食等は自粛すること